



答申第464号
平成26年10月20日

神戸市教育委員会
教育長 雪村 新之助 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成26年10月20日付け神教委特第5171号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市立中学校給食予約管理システムにおける処理項目の追加について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 中学校給食の実施にあたり、給食費支払い時に補助対象となる特別支援教育就学援助の被認定者に関する情報を提供することは、当該事業の適正かつ効率的な事務執行の確保並びに市民サービス向上の観点から公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報 を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市立中学校給食予約管理システムにおける処理項目の追加について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【特別支援教育就学援助の被認定者に関する情報（給食費補助対象者に限る）】

生徒

個人ID

学校ID

学校名・学年・組

氏名（カナ）

生年月日

認定状況

支給開始日

支給終了日



答申第465号
平成26年8月5日

神戸市教育委員会
教育長 雪村 新之助 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成26年10月20日付け神教委健第1522号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市立中学校給食予約管理システムにおける処理項目の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 中学校給食の実施にあたり、特別支援教育就学援助認定者のうち給食費補助対象者に係る個人情報の電子計算機処理を行うことは不可欠であり、これにより当該事業の迅速・効率的な実施が可能となり、公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市立中学校給食予約管理システムにおける処理項目の追加について
(条例第 11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎：条例第 11 条第 2 項に該当する情報

◎【特別支援教育就学援助の被認定者に関する情報（給食費補助対象者に限る）】

生徒

個人ID

学校ID

学校名・学年・組

氏名（カナ）

生年月日

認定状況

支給開始日

支給終了日